

## 西宮市行政評価等検討懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が実施する、行政評価及び行政評価の効果的な推進に関する事項（以下「行政評価等」という。）について意見を聞くため、西宮市行政評価等検討懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について事務局に助言・支援を行う。

- (1) 行政評価等の検討に関すること。
- (2) 行政評価等に関する職員の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政評価等の効果的な実施に関して必要と認める事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇話会は、行政評価等に関して優れた見識を有する者の中から、市長が委嘱する3人以内の委員をもって構成する。

### (座長及び座長代理)

第4条 懇話会には座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長代理は座長の指名により定める。
- 4 座長は、懇話会の進行をつかさどり、懇話会を代表する。
- 5 座長代理は座長を補佐し、座長に事故があったとき又はかけたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて委員の一部又は全部を座長が招集する。

### (事務局)

第6条 懇話会の事務局は、政策局財政構造改善推進部財政構造改善推進課（政策経営担当）に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成30年10月19日から実施する。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。